

## 第 32 期第 1 回

### 横浜市児童福祉審議会 障害児部会

日時：平成 31 年 3 月 5 日（火）午後 6 時～

場所：市庁舎 8 階 8 B 会議室

## 次 第

### 1 開会あいさつ

### 2 議題

- (1) 部会長、副部会長の選出について

### 3 報告事項

- (1) 平成31年度横浜市予算案について（報告）（資料 1）
- (2) 横浜市発達障害検討委員会の検討状況について（報告）（資料 2）

### 4 その他

## 横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

現職名	氏名
横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部担当部長	岩佐 光章
社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長	多田 純夫
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

第32期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	アオヤマ テッペイ 青 山 鉄 兵	文 教 大 学 人 間 科 学 部 准 人 教 授
2	アカシ ヨウイチ 明 石 要 一	千 葉 敬 学 愛 短 期 大 学
3	アライ ジュンコ 新 井 淳 子	こ ども み ら い 横 浜
4	イシイ アキヒト 石 井 章 仁	千 葉 明 徳 短 期 大 学 保 育 創 造 学 科 教 授
5	イワサ ミツアキ 岩 佐 光 章	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 発 達 支 援 部 担 当 部 長
6	オオバ リョウジ 大 庭 良 治	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 私 立 保 育 園 園 長 会 会 長
7 ◎	オオバ シゲミ 大 場 茂 美	横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
8	カゲヤマ ヒデヒト 影 山 秀 人	弁 護 士
9	カミナガ ミツコ 神 長 美 津 子	國 學 院 大 学 人 間 開 発 学 部 子 ども 支 援 学 科 教 授
10	カヤマ セツコ 加 山 勢 津 子	横 浜 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員 連 絡 会 代 表
11	コバヤ シン オサム 小 林 理	東 海 大 学 健 康 学 部 健 康 マ ネ ジ メ ン ト 学 科 准 教 授
12	サクライ ナツコ 櫻 井 奈 津 子	和 泉 短 期 大 学 児 童 福 祉 学 科 教 授
13	シブヤ マサシ 澁 谷 昌 史	関 東 学 院 大 学 社 会 学 部 教 授
14	タカハ ユウイチ 高 橋 雄 一	横 浜 市 立 大 学 付 属 市 民 総 合 医 療 セ ン タ ー 精 神 医 療 セ ン タ ー 部 長
15	タダ スミオ 多 田 純 夫	社 会 福 祉 法 人 白 根 学 園 ぶ だ う の 実 施 設 長
16	タナベ ユウジ 田 辺 有 二	社 会 福 祉 法 人 幼 年 保 護 会 横 浜 家 庭 学 園 園 長
17	テンミン ヨウミホ 天 明 美 穂	よ こ は ま 一 万 人 子 育 て フ ォ ー ラ ム 世 話 人 代 表
18	ニイボリ ユミコ 新 堀 由 美 子	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 相 談 セ ン タ ー 長
19	ヒグチ マサコ 樋 口 真 砂 子	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
20	ホソカワ カズミ 細 川 一 美	特 定 非 営 利 活 動 法 人 C A P 可 那 が わ 理 事 長
21	モリカ ヨ代コ 森 佳 代 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 会 長
22 ○	ヤマザキ トモキ 山 崎 具 基	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 医 師 会 副 会 長

【第31期任期:平成28年11月1日～平成30年10月31日】

◎…委員長

○…副委員長

# 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

## （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

## （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

## （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</li> <li>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</li> <li>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</li> <li>7 その他、児童の処遇に関する事。</li> </ul>
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</li> <li>2 その他、障害児の福祉に関する事。</li> </ul>
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</li> <li>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</li> </ul>
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関する事
- (13) 児童虐待等の調査に関する事
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。





平成 31 年 度

# 予 算 概 要

～障害児・者施策抜粋版～

健康福祉局

こども青少年局

教育委員会



平成 31 年 度

# 予 算 概 要

(抜粋版)

健 康 福 祉 局

超高齢社会を迎え、人口減少が予想される現在、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等は増加しており、福祉・保健への市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野における市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成31年度は、

- 1 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 2 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 3 障害者福祉の充実
- 4 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 5 参加と協働による地域福祉保健の推進

を5つの柱として掲げ、取り組んでいきます。主な取組として、

**健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保**では、健康経営の普及や、ウォーキングポイントを軸とした健康ライフスタイルの浸透、受動喫煙防止対策など、健康・予防施策を重視した取組を展開し、健康寿命の延伸を目指します。また、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、東部方面（鶴見区）での新たな斎場整備を進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

**地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加**では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携や、介護サービスの充実を図ります。増大する介護ニーズに対応するため、海外からの人材を含めた介護人材の確保・育成を進めます。また、元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加につながる環境づくりを推進します。

**障害者福祉の充実**では、障害者が自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援の体制整備や医療的ケア児・者の在宅生活支援などに取り組みます。また、障害者スポーツ・文化活動の南部方面拠点となるラポール上大岡の開設など、東京2020パラリンピックへ向けた機運の高まりに合わせ、障害者スポーツや文化活動を推進します。あわせて、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

**暮らしを支えるセーフティネットの確保**では、生活困窮や生活上の課題を抱える人々が地域から孤立することなく安定した生活を送れるよう、就労・家計・健康管理などを通じて様々な角度から生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援に取り組みます。さらに、貧困の連鎖を断つため、将来の自立に向けた子どもの学習支援を強化します。また、小児医療費助成の通院助成の対象を現行の小学6年生までから中学3年生までに拡大します。

**参加と協働による地域福祉保健の推進**では、身近な地域の支えあいが一層充実するよう第4期横浜市地域福祉保健計画を推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりや協働による課題解決に取り組む支えあいの地域づくりを進めるとともに、区計画の策定を支援します。また、地域支援の中核となる地域ケアプラザの運営及び未整備地区での整備に取り組みます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

## (一般会計)

(単位：千円)

項 目	30年度	31年度	増△減	増減率 (%)	備 考
7 款					
健 康 福 祉 費	327,302,989	331,672,183	4,369,194	1.3	
1 項					
社 会 福 祉 費	44,678,999	46,197,423	1,518,424	3.4	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、 国民年金費、ひとり親家庭等医療費、 小児医療費
2 項					
障 害 者 福 祉 費	105,844,891	111,471,842	5,626,951	5.3	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営 費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉 施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老 人 福 祉 費	10,645,772	11,518,353	872,581	8.2	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生 活 援 護 費	133,816,138	130,770,786	△ 3,045,352	△ 2.3	生活保護費、援護対策費
5 項					
健 康 福 祉 施 設 整 備 費	8,160,534	6,984,799	△ 1,175,735	△ 14.4	健康福祉施設整備費
6 項					
公 衆 衛 生 費	21,133,752	21,581,823	448,071	2.1	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、 地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環 境 衛 生 費	3,022,903	3,147,157	124,254	4.1	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、 環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
1 7 款					
諸 支 出 金	111,777,779	117,457,163	5,679,384	5.1	
1 項					
特別会計繰出金	111,777,779	117,457,163	5,679,384	5.1	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢 者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、 自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	439,080,768	449,129,346	10,048,578	2.3	

## (特別会計)

国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計	345,759,239	332,041,730	△ 13,717,509	△ 4.0
介 護 保 険 事 業 費 会 計	282,469,382	288,464,270	5,994,888	2.1
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	75,165,938	77,171,820	2,005,882	2.7
公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計	38,763	37,755	△ 1,008	△ 2.6
新 墓 園 事 業 費 会 計	2,404,026	1,759,601	△ 644,425	△ 26.8
特 別 会 計 計	705,837,348	699,475,176	△ 6,362,172	△ 0.9

## 健康福祉局一般会計予算案の財源

	30年度	31年度
特定財源	(43.9)	(43.4)
一般財源	192,557,287	195,062,418
合 計	(56.1)	(56.6)
計	246,523,481	254,066,928
合 計	(100)	(100)
計	439,080,768	449,129,346

( ) 内は構成比

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連 障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要16】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要20】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業
計画相談支援給付費等	計画相談支援事業【予算概要17】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要25】 医療給付事業 医療費公費負担事業 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要20】
補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

後見的支援推進事業 【予算概要16】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要16】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要17】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業 【予算概要17】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。
障害者ガイドヘルプ事業 【予算概要19】	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

多機能型拠点運営事業 【予算概要16】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要16】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要16】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
障害者自立生活アシスタント事業 【予算概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。
障害者差別解消推進事業 【予算概要18】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
障害者就労支援事業 【予算概要23】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ・文化センター管理運営事業等 【予算概要24】	横浜フボール及び新たに開所するフボール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
こころの健康対策 【予算概要26】	依存症対策に関する普及啓発、相談対応などを実施します。また、自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
精神科救急医療対策事業 【予算概要27】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

16	障害者の 地域生活支援		<b>事業内容</b> <u>在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）</u>
本年度	233億9,069万円		<b>1 後見的支援推進事業</b> <b>あんしん</b> <b>6億2,997万円</b> 障害者が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。
前年度	222億3,966万円		
差引	11億5,103万円		
本年度の 財源内訳	国	72億5,929万円	
	県	36億2,964万円	
	その他	228万円	
	市費	124億9,948万円	
<b>4 精神障害者生活支援センター運営事業【中期】〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> <b>10億5,644万円</b> 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として日常生活の支援や相談などを行う精神障害者生活支援センターの運営費を助成します。 <u>（指定管理方式(A型)9区、補助方式(B型)9区：合計18区）</u> また、各区におけるサービスの標準化を図るためB型の機能を強化します。（9区）併せて、 <u>退院サポート事業</u> を新たに3区で開始し、全区展開します。（18区）			<b>2 多機能型拠点運営事業</b> <b>あんしん</b> <b>1億9,964万円</b> 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（3か所）
<b>5 地域活動支援センターの運営</b> <b>あんしん</b> <b>34億1,906万円</b> 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（年度末見込み 154か所）			<b>3 障害者地域活動ホーム運営事業</b> <b>57億2,840万円</b> 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
<b>6 自立生活援助・障害者自立生活アシスタント事業</b> <b>あんしん</b> <b>3億508万円</b> 単身等で生活する障害者に対し、居宅訪問等を通じた日常生活上の助言や相談、常時の連絡体制等のサービスを提供し、障害者の自立した地域生活を支援します。			
<b>7 障害者ホームヘルプ事業</b> <b>120億4,460万円</b> 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。			
<b>8 医療的ケア児・者等支援促進事業【中期】〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> <b>750万円</b> 日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、 <u>医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置（磯子区・港北区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。</u>			

17	障害者の 相談支援	事業内容 <b>1 障害者相談支援事業【中期】〈拡充〉</b> 7億9,382万円 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、 <u>家族の緊急時等の対応や施設からの地域移行に向けた体験の機会の提供などを総合的に行う地域生活支援拠点機能の全区展開に向け、9区の基幹相談支援センターにコーディネーターを配置します。</u>	
本年度	18億487万円	<b>2 計画相談支援事業〈拡充〉</b> 9億7,301万円 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、 <u>家族の緊急時等に対応を行った事業所に助成し、計画相談支援の促進を図ります。</u>	
前年度	12億1,024万円	<b>3 発達障害者支援体制整備事業【中期】〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> 3,804万円 <u>地域での一人暮らしに向けた支援を行うサポートホーム事業を拡大します(新規1か所、合計2か所)。</u> また、発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や強度行動障害に対する支援力向上研修を実施します。さらに、 <u>支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。</u>	
差引	5億9,463万円		
本年度の財源内訳	国	7億2,529万円	
	県	3億6,265万円	
	その他	—	
	市費	7億1,693万円	

18	障害者差別解消・ 障害理解の推進	事業内容 <b>1 啓発活動【中期】〈拡充〉</b> 540万円 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) リーフレット配布等の普及啓発活動 (2) <u>字幕や音声などアクセシビリティに配慮した動画素材を活用したSNSによる啓発活動〈新規〉</u>	
本年度	3,962万円	<b>2 情報保障の取組【中期】〈拡充〉</b> 2,273万円 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置(2区) (2) タブレット端末を活用した手話通訳対応(全区) (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) <u>市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成〈新規〉</u>	
前年度	3,982万円	<u>(5) コミュニケーション支援を行う障害者支援アプリ等の活用促進〈新規〉</u>	
差引	△20万円	<b>3 相談及び紛争防止等のための体制整備【中期】</b> 969万円 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。	
本年度の財源内訳	国	1,050万円	<b>4 障害者差別解消支援地域協議会の運営【中期】</b> 180万円 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	県	525万円	
	その他	—	
	市費	2,387万円	

19	障害者の移動支援		<b>事業内容</b> 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	61億8,427万円	<b>1 移動情報センター運営等事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>1億4,767万円</b> 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。
	前年度	57億843万円	
	差引	4億7,584万円	
本年度の財源内訳	国	9億1,062万円	<b>2 福祉特別乗車券交付事業</b> <b>26億1,583万円</b> 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。利用者負担額（年額）1,200円（20歳未満600円）
	県	4億5,531万円	
	その他	6,461万円	
	市費	47億5,373万円	
<b>3 重度障害者タクシー料金助成事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>5億3,009万円</b> 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。（助成額1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車で7枚まで使用可〉） ※ 人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚			
<b>4 障害者ガイドヘルプ事業〈拡充〉</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>23億3,874万円</b> 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。 <u>通学通所支援の報酬を増額するとともに、医療的ケアの必要な障害児・者に対して有資格の職員が医療的ケアを実施した場合の喀痰吸引等実施加算を新設します。</u> また、ガイドヘルパー資格取得に係る研修受講料の一部助成等を行います。			
<b>5 ガイドボランティア事業〈拡充〉</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>6,196万円</b> 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際の付き添いや、特別支援学校の登下校時の集団見守りをボランティアが行います。このうち、 <u>集団見守りの際に交通費が発生するボランティアへの奨励金を増額します。</u> また、ガイドボランティア養成等の研修を実施する団体に補助を行います。			
<b>6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>1,820万円</b> 車いすで乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。			
<b>7 ハンディキャブ事業</b> <b>6,599万円</b> 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）			
<b>8 障害者施設等通所者交通費助成事業</b> <b>3億8,383万円</b> 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。			
<b>9 自動車運転訓練・改造費助成事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>2,196万円</b> 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			



20	障害者支援施設等 自立支援給付費		<b>事業内容</b> 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 <b>1 利用者数見込</b> 延べ13,506人 (月平均)  <b>2 主な障害福祉サービス</b> <b>(1) 施設入所支援</b> 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 <b>(2) 生活介護</b> 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 <b>(3) 就労移行支援</b> 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。 <b>(4) 就労継続支援</b> 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。
本 年 度	300億2,160万円		
前 年 度	278億1,442万円		
差 引	22億718万円		
本年度の 財源内訳	国	150億507万円	
	県	75億253万円	
	その他	—	
	市 費	75億1,400万円	

21	障害者グループホーム 設置運営事業		<b>事業内容</b> <b>1 設置費補助 2億4,395万円</b> 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 <b>(1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所</b> ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(加齢児)移行相当分 <b>(2) スプリングラー設置補助 29か所</b>  <b>2 運営費補助等〈拡充〉 150億9,926万円</b> <b>(1) グループホームにおける運営支援等〈拡充〉</b> 家賃、人件費等の一部を補助することで、運営・支援の強化を図ります。 <u>新設44か所を含む 824か所 (A型4、B型820)</u> <b>(2) サテライト型グループホームの促進〈新規〉</b> <u>グループホーム近隣のアパートの一室等(サテライト)を活用して一人暮らしに向けた支援を行う際、ホーム本体の空室の家賃分を補助します。(10か所)</u>  <b>3 高齢化・重度化対応事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> 5,693万円</b> 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	154億14万円		
前 年 度	149億2,908万円		
差 引	4億7,106万円		
本年度の 財源内訳	国	59億7,345万円	
	県	29億6,540万円	
	その他	—	
	市 費	64億6,129万円	

22	障害者の整備	事業内容 1 障害者施設整備事業【中期】〈拡充〉 <b>あんしん</b> 8,136万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 <u>(1) 多機能型拠点（設計費）</u> <u>(2) 改修（大規模修繕費）</u> 1か所	
本年度		3億4,308万円	
前年度		2億2,364万円	
差引		1億1,944万円	
本年度の財源内訳	国	2,819万円	
	県	—	
	その他	19万円	
	市費	3億1,470万円	
		2 松風学園再整備事業【中期】〈拡充〉 1億3,621万円 <u>入居者の居住環境改善のため個室化の設計等を進めるとともに、同園敷地の一部を活用して入所施設を整備するため、設計に着手します。</u>	
		3 障害者施設安全対策事業〈拡充〉 3,111万円 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等を行います。	
		4 福祉授産所民営化事業〈新規〉 9,440万円 <u>民営化に向けた施設修繕を実施するとともに、民営化移行期間において人件費助成を行います。</u> ※民営化予定 ・中福祉授産所、港北福祉授産所：32年4月	

23	障害者の就労支援	事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 1 障害者就労支援センターの運営【中期】 2億9,937万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所	
本年度		3億9,692万円	
前年度		3億4,086万円	
差引		5,606万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	999万円	
	市費	3億8,693万円	
		2 障害者共同受注・優先調達推進 2,378万円 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。	
		3 障害者の就労促進【中期】〈拡充〉 7,377万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します。また、 <u>J R 関内駅北口に就労啓発施設を整備し、障害者就労に関する情報発信等を行うカフェを運営します。</u> 【J R 関内駅北口就労啓発施設】 31年度 工事、竣工	

24	障害者の スポーツ・文化	<b>事業内容</b> <b>1 障害者スポーツ・文化センターラポール上大岡 整備事業【中期】〈拡充〉 1億6,204万円</b> <u>(1) 障害者のスポーツ・文化活動の南部方面拠点として、ラポール上大岡を整備(32年1月開所予定)</u> <u>(2) 様々なスポーツに触れる機会の充実に向けた各種パラスポーツ用器具の整備【基金】</u>	
本年度	13億2,179万円	<b>2 障害者スポーツ・文化センター管理運営事業 【中期】〈拡充〉 11億4,975万円</b> <u>横浜ラポールと新たに開所するラポール上大岡において、両施設の立地・特性を生かし、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。</u> <主な取組> 障害者スポーツの指導者育成 スポーツ・文化活動の出張教室 (1) 横浜ラポール 9億6,515万円 (2) ラポール上大岡 <b>〈新規〉</b> 1億8,460万円	
前年度	10億8,401万円		
差引	2億3,778万円		
本年度の 財源内訳	国	8,594万円	<b>3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業【中期】 1,000万円</b> 2020年開催を目指す先駆的な舞台表現のパラトリエンナーレに向けて、障害者の才能の発掘や活動を支える人材の育成を進めます。
	県	3,543万円	
	その他	2,144万円	
	市費	11億7,898万円	

25	重度障害者 医療費助成事業 ・更生医療事業	<b>事業内容</b> <b>1 重度障害者医療費助成事業 106億4,143万円</b> 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 15,456人 イ 国民健康保険加入者 18,111人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,985人 計 56,552人	
本年度	154億503万円	<b>2 更生医療給付事業 47億6,360万円</b> 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,090人	
前年度	153億458万円		
差引	1億45万円		
本年度の 財源内訳	国	23億8,009万円	
	県	46億3,746万円	
	その他	16億7,635万円	
	市費	67億1,113万円	

26	こころの健康対策		事業内容 <b>1 自殺対策事業【中期】〈拡充〉 5,094万円</b> (1) 地域ネットワーク・普及啓発・人材育成 講演会等での普及啓発や自殺対策を支える人材「ゲートキーパー」の養成研修等を行います。 (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。 (3) <u>自殺未遂者の支援に向けた実態分析〈新規〉</u> 救急医療機関等における効果的な自殺未遂者支援に向けた未遂者の状況把握・分析を行います。 (4) <u>ICTを活用した相談支援等の実施〈新規〉</u> ICT（インターネット等）を活用した相談支援・情報提供の仕組みを構築します。
本 年 度	1 億773万円		<b>2 依存症対策事業【中期】〈拡充〉 2,334万円</b> <u>アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策を推進するため、こころの健康相談センターにおける相談機能を充実させます。</u> また、依存症者を支援する民間団体を支援します。
前 年 度	7,215万円		
差 引	3,558万円		
本年度の財源内訳	国	1,627万円	
	県	2,555万円	
	その他	11万円	
	市 費	6,580万円	
			<b>3 措置入院者等の退院後支援 3,345万円</b> 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 <b>1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉 3億4,622万円</b> 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 (1) <u>精神科救急医療の受入体制〈拡充〉</u> 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、 <u>民間の寝台車等を活用し、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進め、新たな受入れを可能とします。</u> (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	3 億5,359万円		<b>2 精神科救急協力病院保護室整備事業</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> <b>737万円</b> 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度	3 億5,043万円		
差 引	316万円		
本年度の財源内訳	国	4,825万円	
	県	—	
	その他	17万円	
	市 費	3 億517万円	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし

平成 31 年 度

# 予 算 概 要

(抜粋版)

こ ども 青 少 年 局

# 平成31年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」に基づき、

- 1 「子ども・青少年への支援」として、  
子ども・青少年が様々な力を育み、  
健やかに育つ環境をつくる
  - 2 「子育て家庭への支援」として、  
出産・子育てがしやすく、  
子育てが楽しいと思える環境をつくる
  - 3 「社会全体での支援」として、  
自助・共助・公助の意識を大切にし、  
社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



31年度は、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、子どもたちが健やかに育つための安心・安全な環境をつくることにも重点を置いた予算原案となっています。

また、横浜市子ども・子育て支援事業計画については、31年度中に次期計画（計画期間：32年度～36年度）を策定します。

## 平成31年度の主な取組

- ☐ **保育所待機児童解消の継続**  
待機児童数ゼロを目指し、受入枠の拡大を図るとともに、保育士確保策を充実します。
- ☐ **児童虐待防止への取組の充実**  
早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止など、総合的な対策を推進します。
- ☐ **子どもの貧困対策の推進**  
横浜の将来を担う子どもの育ちを守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を推進します。
- ☐ **子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援**  
保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育て家庭への支援を充実します。
- ☐ **放課後児童支援策の充実**  
留守家庭児童をはじめ、学齢期の全ての子どもたちの放課後の居場所を充実します。
- ☐ **困難を抱える若者支援策の充実**  
相談・就労支援等、困難を抱える若者の状態に応じた段階的な支援を充実します。

### 幼児教育・保育の無償化

31年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。

# 施策分野と予算概要の項目



## 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

### 基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 3 新制度における保育・教育の実施等    5 保育所等整備事業  
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策    7 幼児教育の支援    8 放課後の居場所づくり

### 基本施策② 学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり    9 すべての子ども・若者の健全育成の推進  
10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

### 基本施策③ 障害児への支援

- 11 地域療育センター関係事業    12 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

### 基本施策④ 若者自立支援の充実

- 9 すべての子ども・若者の健全育成の推進    10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

## 施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

### 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

- 1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実    4 多様な保育ニーズへの対応

### 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

### 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

- 15 ひとり親家庭等の自立支援    16 DV対策事業    17 児童扶養手当等  
20 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

## 施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

### 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 13 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化    14 社会的養護の充実

### 基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

- 19 子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進

### その他 児童手当

- 18 児童手当

## 子どもの貧困対策



## 平成31年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	30年度	31年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	279,720,105	297,121,314	17,401,209	6.2	
青少年費	21,463,407	21,566,720	103,313	0.5	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	161,497,236	176,471,737	14,974,501	9.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	96,759,462	99,082,857	2,323,395	2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,772	639,141	9,369	1.5	
特別会計繰出金	629,772	639,141	9,369	1.5	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	280,349,877	297,760,455	17,410,578	6.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	473,759	639,627	165,868	35.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	473,759	639,627	165,868	35.0	

# 幼児教育・ 保育の 無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。(31年10月から)

## 幼児教育・保育の無償化の概要（※平成31年1月時点）

### 1 幼稚園、保育所、認定こども園の利用者

- ◇ 3歳児から5歳児の全ての子どもの利用料を無償化
  - ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として月額25,700円まで助成
  - ・幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化
- ◇ 0歳児から2歳児の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化

### 2 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用者

- ◇ 市民税非課税世帯を対象として無償化

### 3 私立幼稚園等預かり保育事業の利用者

- ◇私立幼稚園等預かり保育事業を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、預かり保育の利用料を無償化  
※国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。

### 4 横浜保育室（0～2歳児）、年度限定保育事業の利用者

- ◇ 市民税非課税世帯を対象として無償化

### 5 認可外保育施設等の利用者

- ◇認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児の子どもを対象として、月額37,000円を上限に利用料を助成
- ◇ 0歳児から2歳児の子どもについては、保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯を対象として、月額42,000円を上限に利用料を助成

#### 【対象施設・サービス】

- ・一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設
- ・子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられ、無償化の対象となる予定です。

### 6 障害児通園施設等（※）の利用者

- ◇ 3歳児から5歳児の子どもについて、利用料を無償化
- ◇ 幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通園施設等を併用する場合は、いずれも無償化の対象  
(※障害児通園施設等: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)

## 【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児	0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園	全員※1	市民税非課税世帯のみ
地域型保育事業	—	市民税非課税世帯のみ
私立幼稚園等預かり保育事業	全員	—
横浜保育室、年度限定保育事業	—	市民税非課税世帯のみ※2
認可外保育施設等※3	全員	市民税非課税世帯のみ
障害児通園施設等	全員	市民税非課税世帯のみ

※1：幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から対象

※2：年度限定保育事業は1・2歳児のみが対象

※3：保育の必要性があると認定された子どもが対象

## 幼児教育・保育の無償化に係る平成31年度予算額

### 1 幼児教育・保育の無償化に係る事業費

事業・取組名	平成31年度 予算額	そのうち
		無償化に係る予算額 (平成31年10月から開始)
施設型給付費・地域型保育給付費	1,052億6,098万円	28億7,612万円
私立幼稚園就園奨励補助	61億4,535万円	24億2,483万円
私立幼稚園等預かり保育補助事業	33億9,998万円	3億5,418万円
認可外保育施設等利用料助成事業 ※	37億7,992万円	6億8,795万円
障害児通園施設等に係る無償化	135億4,092万円	1億575万円
<b>合計</b>	<b>1,321億2,715万円</b>	<b>64億4,883万円</b>

※ 横浜保育室、年度限定保育事業を含む

【参考】新制度の対象施設やそれ以外の事業等については国1/2：県1/4：市1/4、  
公立施設は市10/10で予算を計上。なお、31年度に要する地方負担分は全額国費。

### 2 幼児教育・保育の無償化に係る事務費

事業・取組名	平成31年度 予算額
幼児教育・保育の無償化に係る事務 ＜主な内容＞ ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支払事務 ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支給認定事務 ・ システム改修経費	4億8,237万円

【参考】事務費及びシステム改修経費については全額国費で予算を計上。

11		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,326,407	
前年度		3,299,076	
差引		27,331	
本年度の 財源内訳	国	48,989	
	県	24,493	
	その他	121	
	市費	3,252,804	



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

## 事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。  
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や、主に発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。  
さらに、発達障害児支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。

### 1 地域療育センター運営事業<拡充>

28億161万円

増加する障害児への支援充実のため「原則として2週間以内に相談員による面談」や初期の療育の場として親子で参加する「広場事業」を実施するとともに、東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。

#### (1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター		361,962
2 中部地域療育センター	指定管理者： (福)青い鳥	407,253
3 東部地域療育センター		415,681
4 戸塚地域療育センター		338,932
5 北部地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	304,292
6 西部地域療育センター		370,297
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	283,972
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	319,216
計		2,801,605

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

#### (2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

### 2 地域療育センター学校支援事業

1億6,398万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

#### (1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

#### (2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

### 3 地域療育センター発達障害児通所支援事業

3億6,082万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

12	在宅障害児及び施設利用児童への支援等	
	本年度	千円 13,708,135
	前年度	11,827,166
	差引	1,880,969
本年度の財源内訳	国	6,318,812
	県	2,793,749
	その他	11,113
	市費	4,584,461

## 事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

### 1 障害児通所支援事業<拡充>【一部再掲】 111億4,414万円

#### (1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 343か所

#### (2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。

### 2 学齢後期障害児支援事業

1億2,789万円

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

#### 【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

### 3 メディカルショートステイ事業

3,014万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。＜協力医療機関10病院＞

### 4 医療環境整備事業<拡充>

919万円

#### (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置（磯子区・港北区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。

#### (2) 小児訪問・重症心身障害児看護研修等

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、検討を行います。

### 5 障害児入所支援事業等<拡充>【一部再掲】

23億9,678万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）



平成 31 年 度

予 算 概 要  
(抜粋版)

教 育 委 員 会

## 平成 31 年度教育予算案の考え方

近年の学校教育に対するニーズの変化や課題の複雑化・多様化の中で、学校の果たす役割も変化しています。また、新学習指導要領の全面実施という大きな節目を迎えています。

教育委員会では、平成 30 年 2 月に、横浜の教育の理念や方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」を、同年 12 月にはビジョンを具現化するためのアクションプランとして、「第 3 期横浜市教育振興基本計画」を策定し、今後 5 年間で進める施策や取組を示しました。

今後は、「横浜教育ビジョン 2030」に掲げた「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、「第 3 期横浜市教育振興基本計画」に示す 2 つの基本姿勢「持続可能な学校への変革」及び「客観的な根拠に基づく教育政策の推進」を大切にしながら、各取組を着実に進めていきます。

平成 31 年度予算案の主な事業として、

- ・新学習指導要領の着実な実施や働き方改革の推進など「**子どもの力を伸ばす教育の推進**」
- ・日本語指導など多様な教育的ニーズに応じた支援や特別支援教育の推進、子どもの貧困対策など「**学校生活のきめ細かな支援**」
- ・学校給食の管理運営や中学校昼食の推進、健康・体力づくりなど「**健康な体づくり**」
- ・学校施設の維持補修や環境改善など「**安全・安心な教育環境の整備**」
- ・更なる教育の質の向上に向けた「**教職員の配置**」

に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、学校と家庭、地域、社会が連携・協働しながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育てていきます。

また、SDG s 未来都市として、学校教育においても、SDG s との関係性を意識した教育活動を展開していきます。さらに、第 7 回アフリカ開発会議に向けて一校一国の取組を一層推進するとともに、「ラグビーワールドカップ 2019™」や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」も見据え、子どもたちが世界へと視野を広げ、理解と交流を深める機会となるよう、関係区局と連携して取り組んでまいります。

## 教育予算案について

### <教育予算案の概要>

区分	31年度予算額	30年度予算額	増減
一般会計	2,549億8,548万円	2,555億2,889万円	▲5億4,341万円(▲0.2%)
教育施策の推進にかかる経費	740億 110万円	709億1,753万円	30億 8,357万円(+4.3%)
本市移管等教職員費	1,498億4,985万円	1,537億7,993万円	▲39億3,008万円(▲2.6%)
教育施設整備費	311億3,453万円	308億3,143万円	3億 310万円(+1.0%)

## 市立学校の学校数等

区 分	31 年 度	30 年 度	差 引	備 考
学 校 数	校 508	校 507	校 1	
小 学 校	339	339	-	その他分校 1 (新井小学校桜坂分校)
中 学 校	145	145	-	その他分校 1 (新井中学校桜坂分校)
義務教育学校	2	2	-	
高 等 学 校	9	9	-	
特別支援学校	13	12	1	
児 童 生 徒 数	人 267,340	人 268,560	人 △ 1,220	
小 学 校	180,180	180,630	△ 450	
中 学 校	75,900	76,689	△ 789	
義務教育学校	1,451	1,488	△ 37	
高 等 学 校	8,164	8,152	12	
特別支援学校	1,645	1,601	44	
学 級 数	学級 9,794	学級 9,776	学級 18	
小 学 校	6,593	6,575	18	
中 学 校	2,449	2,462	△ 13	
義務教育学校	60	59	1	
高 等 学 校	222	221	1	
特別支援学校	470	459	11	

※児童生徒数、学級数は推計値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む



<b>8 特別支援教育の推進</b>		
本年度額	1,063,668 千円	
前年度額	904,300 千円	
差引	159,368 千円	
本年度の財源内訳	国・県	36,631 千円
	その他	1,441 千円
	市債	- 千円
	一般財源	1,025,596 千円

インクルーシブ教育システムの構築のため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学・教育相談を行うとともに、市立学校における教育環境のさらなる充実を図ります。また、幼児児童生徒に対して必要な教育的支援を行うことで、将来の自立と社会参加につなげていきます。

**1 特別支援教育支援員事業費【拡充】** 101,194千円

小学校・中学校・義務教育学校（一般学級及び個別支援学級）において、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒への対応のため、特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置し、障害特性によるニーズに応じたトータルな支援を行います。  
31年度は、支援員の配置時間数を増加し、より一層の充実を図ります。  
(30年度：123,390時間→31年度：200,936時間)

**2 特別支援学校就労支援事業費** 12,923千円

高等特別支援学校（知的）に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、指導員を配置し職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。

**3 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費【拡充】** 72,121千円

31年度に開校する左近山特別支援学校を加え、特別支援学校（肢体）6校に看護師を配置します。また、教員及び医師などで構成する合同懇談会等を開催し、医療的ケア実施体制の整備を図るとともに、高度医療的ケアへの対応など、必要な体制整備についても引き続き、検討を進めていきます。

**4 学校における医療的ケア支援事業【拡充】** 37,726千円

小中学校及び義務教育学校に在籍する、学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を派遣し医療的ケアを行います。31年度は、保護者、児童生徒のニーズに合わせ、医療的ケアの内容を拡大していきます。

**5 相談指導費【拡充】** 121,029千円

特別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じた教育を、適切な教育の場で行うための「就学・教育相談」について、増加する教育相談件数等に対応するため、教育相談員や心理判定員を増員します。(30年度：24人→31年度：31人)

**6 特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化支援事業** 550千円

特別支援学校でスポーツを学んだ生徒及び卒業生が、東京2020パラリンピック大会等でさらなる飛躍をすることを期待するとともに、日本代表等として活躍することにより、多くの障害のある子供たちの目標と、自立・社会参加につながることを目的として、育成強化支援を行います。

**7 医療的ケア児・者等支援促進事業** 7,500千円

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置（磯子区・港北区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。

**8 スクールバス運行費【拡充】** 653,364千円

障害のある児童生徒の登下校の安全を確保するとともに、身体的負担の軽減を図るため、特別支援学校（視覚・知的・肢体）にスクールバスを運行します。（全42コース運行）  
また、31年度開校の左近山特別支援学校で、スクールバスコース充足までの代替及び医療的ケア等により通学が困難だった児童生徒の通学方法の検証のため福祉車両による通学を試行します。

## V 安全・安心な教育環境の整備

<b>17</b>	<b>市立学校の新設・増改築等</b>		<p>住宅開発に伴う児童生徒の増加等に対応するため小・中学校等における校舎の増築等の対策を進めます。障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるよう、個別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の施設の整備等を行います。</p> <p><b>1 小・中学校整備費 9,095,532千円</b></p> <p>日吉・綱島地区での大規模な集合住宅の建設計画等により、児童の受入ができなくなることから、新たに設置する箕輪小学校の工事を進めます。また、市場小学校の通学区域内での大規模な集合住宅等の建設に伴う児童の急増対策として、<u>10年間の暫定利用とする市場小けやき分校の新設工事を進めます。そのほか、通学区域内の生徒数の増加による矢向中学校等の増築工事などを進めます。また、移転新築後の旧子安小学校の解体工事を引き続き行います。さらに、一般学級や個別支援学級の児童生徒数増加による不足教室対策として、内部改修や仮設校舎の設置を行います。</u></p> <p><b>2 設計委託費 31,807千円</b></p> <p>浜小学校の通学区域内の児童急増により、不足教室が見込まれる普通教室の増築及び教職員数の増加による既存校舎改修に伴う設計等を委託します。</p> <p><b>3 小・中学校建替事業調査・設計費 480,221千円</b></p> <p>平成29年度に建替対象校に選定した上菅田小学校・都岡小学校・汐見台小学校の実施設計等を進めます。また、30年度に選定した池上小学校・榎が丘小学校・勝田小学校の基本設計等を進めます。さらに、31年度の建替対象校選定（3校程度）に向け、必要な調査を行うほか、対象となる各学校において、地域や保護者、学校関係者等による検討会を行い、その意見等を踏まえた基本構想を実施します。</p> <p><b>4 特別支援学校改修事業費 90,000千円</b></p> <p>市立特別支援学校（盲・ろう・知的・肢体・病弱）の児童生徒の教育環境の充実のため、施設の改修や老朽化した設備の営繕等を行います。</p> <p><b>5 学校計画事業費等 12,563千円</b></p> <p>市立小・中学校の良好な教育環境の確保のため、平成30年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域や学校規模の適正化の取組を推進します。</p> <p><b>6 学校施設整備基金積立金 559,135千円</b></p> <p>今後計画的に学校建替えを進めていく中で木質化を促進するため、学校施設の整備を目的とした「横浜市学校施設整備基金」に31年度から森林環境譲与税（143,000千円）を積み立てます。また不要となった学校用地の一部の売却益等を積み立てます。</p> <p><b>7 学校用地購入費 962千円</b></p> <p>学校用地を取得する際の測量・委託を行います。（31年度は学校新設に伴う用地取得が発生しないことから、30年度と比較して大幅な減額となっています。）</p>
本 予 算	年 度 額	11,660,050 千円	
前 予 算	年 度 額	14,495,624 千円	
差 引		▲ 2,835,574 千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	1,276,314 千円	
	その他	405,426 千円	
	市債	6,889,000 千円	
	一般財源	3,089,310 千円	



# 平成31年度 教育予算総括表

(単位:千円)

款項目	31年度 予算額	30年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)
<b>15款 教育費</b>	<b>254,985,480</b>	<b>255,528,892</b>	<b>▲543,412</b>	<b>▲0.2</b>
<b>1項 教育総務費</b>	<b>182,850,862</b>	<b>185,404,481</b>	<b>▲2,553,619</b>	<b>▲1.4</b>
1目 教育委員会費	21,360	21,336	24	0.1
2目 事務局費	25,479,906	24,874,403	605,503	2.4
3目 本市移管等教職員費	149,849,852	153,779,930	▲3,930,078	▲2.6
4目 教育指導振興費	5,780,826	5,182,022	598,804	11.6
5目 教育センター費	150,550	138,246	12,304	8.9
6目 特別支援教育指導振興費	372,578	277,910	94,668	34.1
7目 教育相談費	1,195,790	1,130,634	65,156	5.8
<b>2項 小学校費</b>	<b>11,463,706</b>	<b>11,019,370</b>	<b>444,336</b>	<b>4.0</b>
1目 学校管理費	7,548,043	7,460,731	87,312	1.2
2目 学校運営費	3,915,663	3,558,639	357,024	10.0
<b>3項 中学校費</b>	<b>5,338,740</b>	<b>5,365,338</b>	<b>▲26,598</b>	<b>▲0.5</b>
1目 学校管理費	3,008,795	3,035,393	▲26,598	▲0.9
2目 学校運営費	2,329,945	2,329,945	-	0.0
<b>4項 高等学校費</b>	<b>865,707</b>	<b>900,148</b>	<b>▲34,441</b>	<b>▲3.8</b>
1目 学校管理費	562,510	603,061	▲40,551	▲6.7
2目 学校運営費	303,197	297,087	6,110	2.1
<b>5項 特別支援学校費</b>	<b>1,190,036</b>	<b>1,196,349</b>	<b>▲6,313</b>	<b>▲0.5</b>
1目 学校管理費	1,012,014	986,487	25,527	2.6
2目 学校運営費	178,022	209,862	▲31,840	▲15.2
<b>6項 生涯学習費</b>	<b>2,964,711</b>	<b>2,715,816</b>	<b>248,895</b>	<b>9.2</b>
1目 生涯学習推進費	255,706	260,657	▲4,951	▲1.9
2目 文化財保護費	1,290,524	1,047,970	242,554	23.1
3目 図書館費	1,418,481	1,407,189	11,292	0.8
<b>7項 学校保健体育費</b>	<b>19,177,187</b>	<b>18,095,958</b>	<b>1,081,229</b>	<b>6.0</b>
1目 学校保健費	657,769	616,257	41,512	6.7
2目 学校体育費	391,323	281,436	109,887	39.0
3目 学校給食費	8,138,402	7,749,234	389,168	5.0
4目 学校給食物資購入費	9,989,693	9,449,031	540,662	5.7
<b>8項 教育施設整備費</b>	<b>31,134,531</b>	<b>30,831,432</b>	<b>303,099</b>	<b>1.0</b>
1目 学校用地費	950,266	5,392,590	▲4,442,324	▲82.4
2目 小・中学校整備費	10,215,596	7,267,355	2,948,241	40.6
3目 高等学校整備費	752,930	754,552	▲1,622	▲0.2
4目 特別支援教育施設整備費	131,427	2,239,096	▲2,107,669	▲94.1
5目 学校施設営繕費	18,525,177	15,011,898	3,513,279	23.4
6目 学校施設整備基金積立金	559,135	20,941	538,194	2,570.0
7目 教育施設解体費	-	145,000	▲145,000	▲100.0



## 第 47 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 3 時～5 時

【場所】市庁舎 8 階 8 B 会議室

### 1 開会

(1) 障害児福祉保健部長あいさつ

### 2 議題

(1) 第 46 回発達障害検討委員会報告

(2) 今後の検討の流れについて

(3) 市障害者施策検討委員会への報告内容について

### 3 その他

平成 31 年 2 月 27 日  
横浜市発達障害検討委員会

## 第 47 回発達障害検討委員会の検討内容について

### 1 第 46 回発達障害検討委員会報告

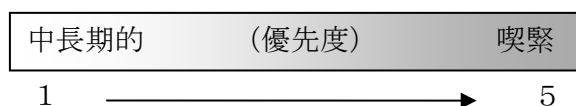
#### (1) 概要

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への、ライフステージ全般に関する施策展開の方向性を検討した。

#### (2) 検討内容

- 第 45 回検討委員会のディスカッションから抽出された課題項目について、内容の確認を行った。
- 抽出された課題について、【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の 3 つの視点に基づき、優先度を分類した。

【参考】優先度の分類について



#### (3) 検討結果

【資料 2・3】を参照。

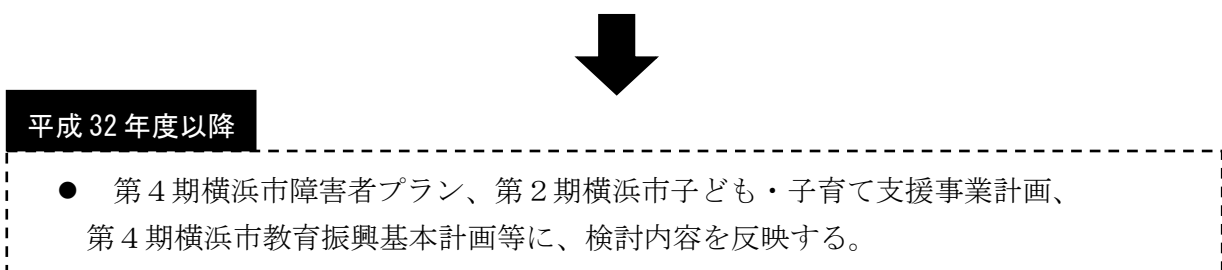
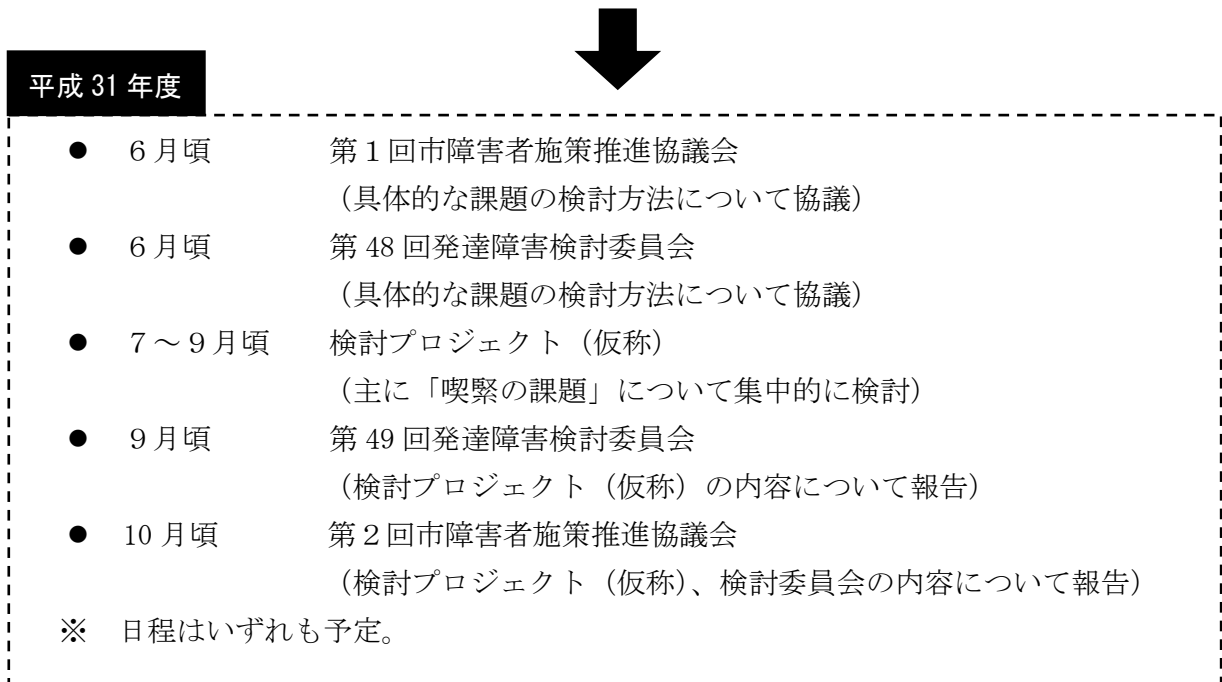
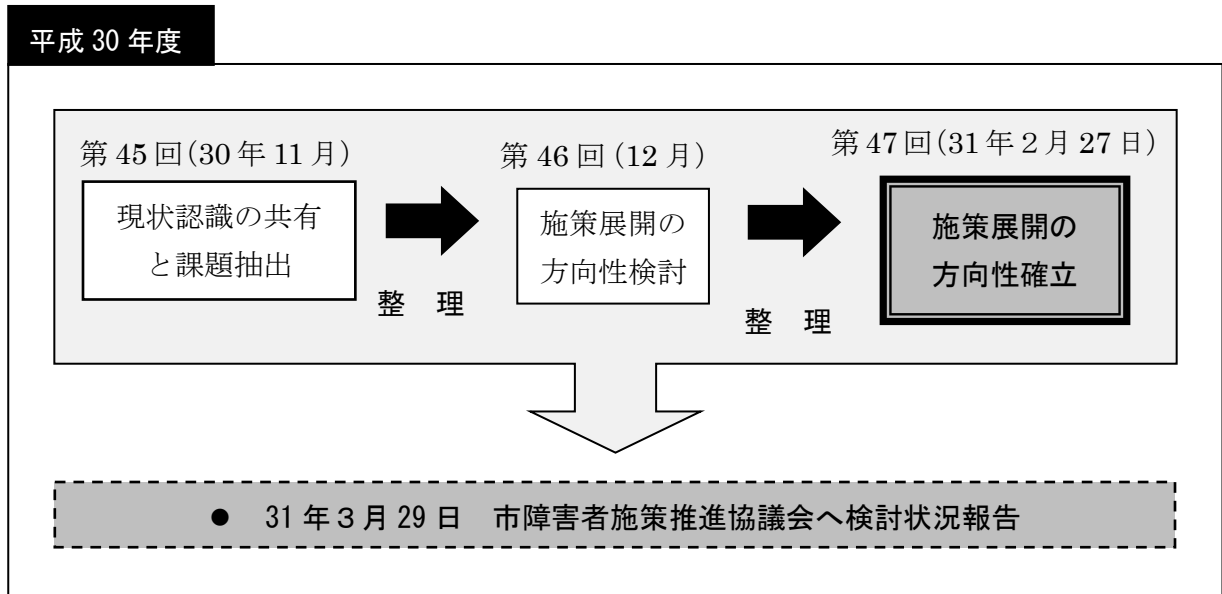
### 2 第 47 回発達障害検討委員会の検討内容

第 3 回市障害者施策推進協議会（平成 31 年 3 月 29 日開催予定）にて、今年度検討委員会内容について報告を行う予定。



報告・意見内容【資料 2・4・5】について、内容の確認・精査を行う。

### 3 今後の流れ（予定）



第45回 発達障害検討委員会におけるディスカッション抽出意見 整理表

★【既存の施策等の変革】及び【新規の取組】が必要な事項

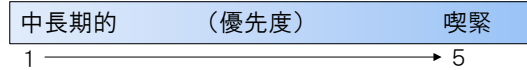
	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブな合意形成</li> <li>地域の理解と受け皿</li> <li>二次障害の発生</li> <li>発達障害≠特別</li> <li>社会の理解(色々な子がいていいよ)</li> <li>環境の中で生かされる</li> <li>地域の連携の仕組みが整っていない(中学校区ぐらいで)</li> <li>地域(方面事務所単位ぐらいで)の仕組みづくり</li> <li>集団生活の苦しさ</li> <li>基礎的環境整備</li> <li>合理的配慮</li> </ul>	障害理解の促進・普及啓発	地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市</li> <li>教育委員会</li> <li>発達障害者支援センター</li> <li>障害児・者団体(当事者・家族会等)他</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学教員を含めての周囲の理解不足</li> <li>企業のメンタルヘルスへの支援が不足している</li> <li>大学の職員の障害への理解が必要</li> <li>就労支援機関の認識不足(決めつけ、押し付け)</li> </ul>		特に教育・就労場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市</li> <li>発達障害者支援センター</li> <li>就労支援センター</li> <li>専門学校・大学・企業等</li> <li>障害児・者団体(当事者・家族会等)他</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の参入も含め、サービスを再構築</li> <li>サービスの選択に迷う</li> <li>家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。</li> <li>療育センターの仕組みが破たん</li> <li>コーディネーター機能の不足</li> <li>支援の選択肢、情報収集が難しい</li> <li>基幹型相談支援センターの役割の明確化</li> <li>専門性が十分でない</li> <li>制度はある程度整っているが、運用上の課題がある</li> <li>既存のものをどう活用するかがポイント</li> <li>保育へのユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い)</li> <li>放課後等デイサービスができたため、地活は土日の利用が多くなっている</li> <li>療育センターの応援が必要</li> </ul>	支援機関の連携と役割分担	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域療育センター</li> <li>地域子育て支援拠点</li> <li>障害児地域訓練会</li> <li>保育所・幼稚園</li> <li>小学校・中学校・高等学校</li> <li>特別支援学校・高等特別支援学校</li> <li>通信制校・サポート校・技能連携校</li> <li>特別支援教育総合センター</li> <li>教育総合相談センター</li> <li>障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所)</li> <li>学齢後期障害児支援事業所</li> <li>区福祉保健センター</li> <li>基幹相談支援センター</li> <li>精神障害者生活支援センター</li> <li>指定特定相談支援事業所</li> <li>障害児相談支援事業所</li> <li>発達障害者支援センター</li> <li>就労支援センター</li> <li>青少年相談支援センター</li> <li>ユースプラザ</li> <li>若者サポートステーション</li> <li>よこはま若者自立塾</li> <li>障害者ピア相談センター</li> <li>就労系障害福祉サービス事業所</li> <li>障害者地域活動ホーム</li> <li>地域ケアプラザ</li> <li>民生委員・児童委員 他</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯に亘って継続した支援ナビゲーター</li> <li>サービス利用のコーディネーター</li> <li>コーディネーター機能の不足</li> </ul>		ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センター</li> <li>区福祉保健センター</li> <li>基幹相談支援センター</li> <li>精神障害者生活支援センター</li> <li>指定特定相談支援事業所</li> <li>障害児相談支援事業所</li> <li>特別支援教育総合センター 他</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、病院の不足</li> <li>医療のネットワーク不足</li> <li>精神科医療の必要性</li> <li>心理等の他職種の資源が少ない</li> <li>医療と福祉の連携不足</li> <li>未診断の方は自立に向けての道程で、上手くい行かないの差が大きい</li> <li>医療に対する過大な期待</li> </ul>		医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会・病院協会・医療機関</li> <li>横浜市立大学</li> <li>社会福祉士会</li> <li>地域療育センター</li> <li>学齢後期障害児支援事業所</li> <li>発達障害者支援センター</li> <li>区福祉保健センター</li> <li>基幹相談支援センター</li> <li>精神障害者生活支援センター</li> <li>指定特定相談支援事業所</li> <li>障害児相談支援事業所 他</li> </ul>



	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの選択に迷う</li> <li>情報を一元的に渡せる手段</li> <li>家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。</li> <li>保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め)</li> </ul>	支援機関の連携と役割分担	サービス情報提供システムの充実。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 横浜市</li> <li>◎ 発達障害者支援センター 他</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性が十分でない</li> <li>心理・他職種の資源が少ない</li> <li>大学の職員の障害への理解が必要</li> <li>支援者側の理解が不十分な結果、触法行動に繋がる</li> <li>突然、発達障害と知ったときの支援者の在り方</li> <li>先生方のサポート必要</li> <li>親に対する教育的関与</li> <li>一般級教員の支援不足</li> <li>学校の質を向上</li> </ul>	人材育成	専門性の高い支援者の養成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国</li> <li>◎ 横浜市</li> <li>◎ 教育委員会</li> <li>◎ 発達障害者支援センター</li> <li>◎ 地域療育センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業所 他</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の増加</li> <li>知的な遅れなしが半分、軽度7割(増加中)</li> <li>一見判りにくい特性の子が増えている</li> <li>医学的にも判断が難しくなっている</li> <li>対象があいまい</li> <li>障害を告知する前の支援</li> <li>新しい評価の仕組みが必要</li> <li>保育のユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い)</li> </ul>	支援体制の強化・拡充	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域療育センター</li> <li>◎ 保育所・幼稚園</li> <li>◎ 障害児相談支援事業所</li> <li>◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所)</li> <li>◎ 地域子育て支援拠点</li> <li>◎ 障害児地域訓練会 他</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>先生方のサポートが必要(幼保小)</li> <li>制度はある程度整っているが、運用上の課題がある</li> <li>既存のものをどう活用するかがポイント</li> <li>一般級教員の支援不足</li> <li>学校の授業の質を向上</li> <li>昔からの教授法では対応できない</li> <li>親に対する教育的関与</li> <li>療育センターの応援が必要</li> <li>一斉学習になじまない</li> </ul>		教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 教育委員会</li> <li>◎ 小学校・中学校・高等学校</li> <li>◎ 特別支援学校・高等特別支援学校</li> <li>◎ 通信制校・サポート校・技能連携校</li> <li>◎ 特別支援教育総合センター</li> <li>◎ 教育総合相談センター</li> <li>◎ 地域療育センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業所</li> <li>◎ 区福祉保健センター</li> <li>◎ 基幹相談支援センター</li> <li>◎ 精神障害者生活支援センター</li> <li>◎ 障害児相談支援事業所</li> <li>◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所)</li> <li>◎ 保育所・幼稚園</li> <li>◎ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール 他</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次障害の発生</li> <li>二次障害のリスク(医療的なサポートが必要)</li> <li>福祉に繋がっているか否かで認識が違う</li> <li>家族の孤立感、不安</li> <li>偏った情報</li> <li>居場所になれるところがない</li> <li>中学高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化)</li> <li>家族との関係が希薄に</li> <li>対象があいまい</li> </ul>		学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 中学校・高等学校</li> <li>◎ 特別支援学校・高等特別支援学校</li> <li>◎ サポート校・技能連携校</li> <li>◎ 教育総合相談センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業</li> <li>◎ 障害児相談支援事業所</li> <li>◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所) 他</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が障害があることに気付かない</li> <li>親の障害受容に時間がかかる</li> <li>保護者への継続的なサポート</li> <li>保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め)</li> <li>親に対する共感的な支援(ペアレントメンター)</li> <li>子どもの変化に気づきにくい</li> <li>支援の選択肢。情報収集が難しい</li> <li>サービスの選択に迷う</li> <li>親からのプレッシャー(が強い)</li> <li>保護者・支援者の責任なのか?</li> <li>家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。</li> <li>両親の一方か両方が発達障害の疑い</li> </ul>	保護者及び家族への支援	保護者及び家族に対する支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域療育センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業所</li> <li>◎ 発達障害者支援センター</li> <li>◎ 通級指導教室</li> <li>◎ 特別支援教育総合センター</li> <li>◎ 教育総合相談センター</li> <li>◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所)</li> <li>◎ 障害児地域訓練会</li> <li>◎ 地域子育て支援拠点</li> <li>◎ 障害児・者団体(家族会) 他</li> </ul>

	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 集団生活の苦しさ</li> <li>▶ 支援の必要性を声に出しにくい</li> <li>▶ 二次障害の発生</li> <li>▶ 発達障害≠特別</li> <li>▶ 社会の理解(色々な子がいいよ)</li> <li>▶ インクルーシブな合意形成</li> <li>▶ ソーシャルスキルの必要性を認識しづらい</li> <li>▶ 親からのプレッシャー</li> <li>▶ 早い時期に決めつけ</li> </ul>	本人への 支援	本人がその人らしく生きるための 支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域療育センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業</li> <li>◎ 発達障害者支援センター</li> <li>◎ 障害児通所支援事業 (児童発達支援事業所・放課後等 デイサービス事業所)</li> <li>◎ 障害者ピア相談センター 他</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 居場所になれるところがない</li> <li>▶ 中学高校以降の居場所不足 (仲間が減る、孤立化)</li> <li>▶ 二次障害の発生</li> <li>▶ 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要)</li> <li>▶ 家族との関係が希薄に</li> <li>▶ 社会の理解(色々な子がいいよ)</li> <li>▶ 環境の中で生かされる</li> <li>▶ 不登校→引きこもりへ</li> <li>▶ 不登校になった子が行く場所がない</li> <li>▶ 集団生活の苦しさ</li> </ul>		当事者の居場所の充実。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害者地域活動ホーム</li> <li>◎ 地域ケアプラザ</li> <li>◎ 青少年相談センター</li> <li>◎ ユースプラザ</li> <li>◎ 若者サポートステーション</li> <li>◎ よこはま型若者自立塾</li> <li>◎ 放課後児童クラブ・ 放課後キッズクラブ・ はまっ子ふれあいスクール 他</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 二次障害の発生</li> <li>▶ 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要)</li> <li>▶ 居場所になれるところがない</li> <li>▶ 中学高校以降の居場所不足 (仲間が減る、孤立化)</li> <li>▶ 家族との関係が希薄に</li> <li>▶ 発達障害≠特別</li> <li>▶ 社会の理解(色々な子がいいよ)</li> <li>▶ インクルーシブな合意形成</li> <li>▶ 環境の中で生かされる</li> <li>▶ 不登校→引きこもりへ</li> <li>▶ 不登校になった子が行く場所がない</li> <li>▶ 集団生活の苦しさ</li> <li>▶ 一斉学習になじまない</li> <li>▶ 子どもの生活自体が忙しい</li> </ul>		二次障害(引きこもり等)への 対応力向上。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 小学校・中学校・高等学校</li> <li>◎ 特別支援学校・高等特別支援学校</li> <li>◎ 通信制校・サポート校・技能連携校</li> <li>◎ 教育総合相談センター</li> <li>◎ 学齢後期障害児支援事業</li> <li>◎ 青少年相談センター</li> <li>◎ 児童相談所</li> <li>◎ 区福祉保健センター</li> <li>◎ 基幹相談支援センター</li> <li>◎ 精神障害者生活支援センター</li> <li>◎ 指定特定相談支援事業所</li> <li>◎ 障害児相談支援事業所</li> <li>◎ 発達障害者支援センター 他</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大学生になって(発達障害に)気づく</li> <li>▶ 就職段階で発達障害だと告知される</li> <li>▶ 自己理解の不足</li> <li>▶ 家庭生活を築きにくい</li> <li>▶ 支援の必要性を声に出しにくい</li> <li>▶ パートナーが困っている</li> <li>▶ 親なき後の支援(の質)</li> <li>▶ 親からのプレッシャー</li> <li>▶ 未診断の方は自立に向けての道程で、 上手く行く・行かないの差が大きい</li> <li>▶ 両親の一方か両方が発達障害の疑い</li> <li>▶ 二次障害</li> <li>▶ 支援者側の理解が不十分な結果、 触法行動に繋がる</li> <li>▶ 精神科医療の必要性</li> <li>▶ 長時間労働の困難な人への所得補償</li> <li>▶ 生活の支援</li> </ul>		成人期の課題に対する、本人 支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 区福祉保健センター (高齢・障害支援課、生活支援課)</li> <li>◎ 基幹相談支援センター</li> <li>◎ 精神障害者生活支援センター</li> <li>◎ 指定特定相談支援事業所</li> <li>◎ 発達障害者支援センター</li> <li>◎ 就労支援センター</li> <li>◎ 就労系障害福祉サービス事業所</li> <li>◎ 障害者地域活動ホーム</li> <li>◎ 地域ケアプラザ</li> <li>◎ 青少年相談センター</li> <li>◎ ユースプラザ</li> <li>◎ 若者サポートステーション</li> <li>◎ よこはま型若者自立塾</li> <li>◎ あんしんセンター</li> <li>◎ 障害者ピア相談センター 他</li> </ul>

★ 課題項目の優先度分類について（【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点に基づき、1～5の5段階で示す）



【注意】 本委員会の論議の結果を活かし、具体的な改善に結びつけるため、どのような順序で取り組むことが効果的・効率的かを示すもの。  
（「中長期取り組み」の必要性が低いということではない）

	課題項目（小項目）	渡部委員長	平田委員	高木委員	小川委員	寺田委員	安藤委員	西尾委員	池田委員	坂上委員	中野委員	合計	平均
1	共生社会の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1.2
2	学校や企業等に対する理解促進。	3	4	2	学校3 企業1	3	1	2	2	1	4	22	2.2
3	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。	4	5	1	4	5	5	4	3	3	3	37	3.7
4	ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。	4	5	3	3	5	5	4	4	5	4	42	4.2
5	医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。	5	3	4	2	5	3	4	3	3	4	36	3.6
6	サービス情報提供システムの充実。	2	5	3	4	3	4	3	2	3	3	32	3.2
7	専門性の高い支援者の養成。	3	5	4	5	5	5	5	5	5	3	45	4.5
8	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	5	5	5	5	3	2	3	4	5	4	41	4.1
9	教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。	3	3	5	2	4	3	5	3	3	3	34	3.4
10	学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。	3	3	4	3	3	2	4	4	5	4	35	3.5
11	保護者に対する支援の充実。	5	5	3	2	2	2	3	3	5	5	35	3.5
12	本人がその人らしく生きるための支援の充実。	3	3	2	2	3	2	2	2	5	4	28	2.8
13	当事者の居場所の充実。	2	5	5	2	4	4	2	3	5	4	36	3.6
14	二次障害（引きこもり等）への対応力向上。	4	3	4	3	5	3	3	4	3	4	36	3.6
15	成人期の課題に対する、本人支援の充実。	3	2	2	2	3	2	4	4	5	3	30	3

平成 31 年 3 月 29 日  
横浜市発達障害検討委員会

## 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない 発達障害児・者」への総合的な支援について

### 1 はじめに

#### (1) 平成 17 年度以降の、横浜市発達障害検討委員会の取組経過

横浜市の発達障害児・者支援については、発達障害者支援法施行と同時期の平成 17 年度から、障害者施策推進協議会の部会として「発達障害検討委員会（以下、「検討委員会」と表記）」を設置し、支援体制の整備に取り組んできた。

ライフステージごとの検討を行うために、乳幼児期・学齢期・学齢後期・青年期ごとの課題や、各期のつなぎ等について議論を行ってきた。

検討委員会での議論を踏まえ、学齢後期の相談支援機関（くらす）の設置、生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援、地域支援マネージャー等、多くの事業が施策としてスタートした。

#### (2) 現状認識と求められる取組

一方で、これまでの当検討委員会での議論や、次の資料等に示されるように、発達障害とくに「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加（※1）に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状（※2）となっており、これらの課題に対する大幅な再構築が求められている。

こうした現状認識に基づき、これまでの検討委員会におけるライフステージごとの議論をつなぎ合わせた、ライフステージ全般に渡る総合的な支援についての検討が必要である。

（※1・2）に関する基礎情報：【資料 5】。

### 2 平成 30 年度 検討委員会での議論

今期の検討委員会では、上記の現状認識を踏まえ、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」について、改めてライフステージ全般に渡る課題整理と、施策の方向性に関する議論を行った。

#### (1) 検討の経過

##### ■ 第 45 回（平成 30 年 11 月 1 日） 現状認識の共有と課題抽出

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状についての認識を共有した。

その上で、『「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」が地域で自立した生活を送るための課題、および必要な支援について』をテーマに、課題抽出のためのディスカッションを行った。

## ■ 第46回（平成30年12月18日） 施策展開の方向性検討

抽出された課題について、事務局で分類・整理した内容の精査を行った。

また、これらの事項のうち、特に喫緊の課題として早急に改善すべきものと、中長期的な視点で施策を検討すべきものの整理を行った。

## ■ 第47回（平成31年2月27日） 施策展開の方向性確立

施策展開の方向性について確認するとともに、横浜市施策推進協議会への報告・意見内容について精査を行った。

### (2) 検討委員会での主な意見

- 発達障害施策の大幅な再構築が必要であり、これらに関する検討を深め、具体的な施策に結びつけていく必要がある。
- 地域社会における共生を実現するために、社会全体への普及啓発を行っていくことを、基本理念として前提に置くと良いのではないか。
- 再構築にあたっては、支援主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完しあうことで、効率的・効果的に機能させていく必要がある。
- 支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考える必要がある。
- 発達障害児・者に特化した、専門性の高い人材の育成と、発達障害のある人を取り巻く周囲全般が、必要な理解と知識を身に付けることが重要である。
- 再構築にあたっては、特に福祉分野と教育分野の連携が重要である。

### 3 前提となる理念

検討委員会からの意見を提示するにあたり、まずは、次に掲げる理念の理解が前提となる。

#### 【障害に関する考え方の転換】

- 平成13（2001）年WHO総会での国際生活機能分類（ICF）の採択
  - ➡ 「個人の生活機能」とは  
ある特定の領域における個人の生活機能は、健康状態と背景因子（すなわち、環境因子と個人因子）との間の、相互作用あるいは複合的な関係とみなされる。
- 「医学モデル対社会モデル」から「医学モデルと社会モデルの統合」へ

#### 【インクルージョンの理念の浸透】

- 平成6（1994）年の、ユネスコ「特別なニーズ教育に関する世界会議」（サラマンカ宣言）
  - ➡ 「サラマンカ宣言」とは  
『世界の教育は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたち一人ひとりのニーズに対応し、なおかつ同年齢の子どもたちを一体とする場で教育すべき』  
→ すべての子どもたちの教育的ニーズをとらえた上で、そのニーズに応じた教育を分け隔てのない場で実践することを求めているこの考え方が「すべての子どもたちを一体として包み込む教育」、すなわち「インクルージョン」の考え方とされる。

## 【障害者権利条約】

- 平成 26（2014）年の障害者権利条約の批准
  - ➡ 障害者施策の推進の目的（2011 年改正障害者基本法第 1 条）

全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する。

## 【地域共生社会の実現】

- 平成 12（2000）年の社会福祉基礎構造改革、及び社会福祉法改正をはじめとした地域に視点をおいた福祉制度の改革（地域福祉の推進の規定）
  - ➡ 法制度の整備による「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進
    - ・ 平成 23（2011）年の障害者基本法の改正
    - ・ 平成 24（2012）年の障害者総合支援法の成立
    - ・ 平成 25（2013）年の障害者差別解消法の成立、及び障害者雇用促進法の改正
    - ・ 平成 28（2016）年の障害者差別解消法の施行
    - ・ 平成 29（2017）年の介護保険法や社会福祉法の改正
    - ・ 平成 29（2017）年の『地域共生社会』に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省）の提唱
  - ➡ 「地域共生社会」とは
    - ・ 「制度・分野毎の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」。
    - ・ 地域福祉推進の理念、包括的な支援体制の整備、地域福祉支援計画の策定を規定
      - 「地域共生社会」を具体的にどう取り組んでいくか、地域レベルで議論し、中長期的なビジョンを掲げて進めていくことが必要。
      - 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、国と地方公共団体が地域生活課題の把握し、協働・連携して地域福祉を推進するための枠組みづくりが必要。
      - 近隣で起きている問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、さまざまな住民が身近な福祉活動に参加することから行政や関係機関のタテ割りを横断的につなぐなどトータル・ケアやチーム・アプローチの仕組みや手法をつくる必要がある。

## 【インクルーシブ教育システムの構築】

- 平成 24（2012）年共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（文部科学省）
  - ➡ 共生社会の形成に向けて
    - ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。
    - ・ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

- ・ インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。
- ・ 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく。
- ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

今後の、本市の発達障害の施策展開にあたっては、こうした理念を前提に、広く社会全体に浸透するよう、継続的な普及・啓発に取り組む必要がある。

## 4 課題の解決に向けた意見

### (1) 対象

今回の意見に関し、対象を「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」と定める。

※ 対象を限定した理由は、【資料5】で示した基礎情報等により、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の数が特に大きく増加していることで、従来の施策では十分に対応できない状況が生じていると考えたためである。

### (2) 目的

今回の対象が、全てのライフステージにおいて、多様な支援の実施主体により、包括的で切れ目のない支援を受けられる社会を実現すること。

なお、この実現にあたっては、次の（ア・イ）の視点に留意すべきである。

#### ア 役割分担と連携

- 支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、それぞれの強みを生かして連携し合うことで、重層的・包括的な支援体制を構築する必要がある。
- 公民の役割分担、共助・自助など、実施主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完し合うことが必要である。
- 支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。
- 福祉分野と教育分野については、互いが持つ知恵と技術を生かすことにより、特に効果的な相互作用が期待できるため、特段の連携が必要である。

#### イ 気づきの促進と未来に繋がる支援 (Right time & Bright life)

- いかなるライフステージにおいても、生活のしづらさが生じる前、あるいは生じたときに、本人や保護者・家族、あるいは周囲の人々が早期にそれを発見し、速やかに適切な支援に結び付くことができる体制の構築が必要である。
- その人にとって正しいタイミング (Right time) で生活のしづらさに気づき、支援を重ねることが出来れば、その人にとって明るい人生・未来 (Bright life) に繋がっていくと考える。

※ 横浜市では、ライフステージにおける早い段階で生活のしづらさを発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきた。

これに対し、生活のしづらさが、いかなるライフステージにおいて生じた場合も早期に発見するという意味で、イの視点を示している。

発達障害施策の再構築にあたっては、「早期発見・早期療育」の理念と併せて、この視点についても留意すべきである。



(3) 意見内容

横浜市における、発達障害に関する、医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきである。

※ 【資料2】において、今後具体的な施策展開を行う際の目安として、大項目・小項目に対応する、「対象となる機関、および主な担い手候補となる機関」を参考として付記した。

【横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性】

I 障害理解の促進・普及啓発

- 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。
- 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進。

II 支援機関の連携と役割分担

- 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応。
- ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
- 医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。
- サービス情報提供システムの充実。

III 人材育成

- 専門性の高い支援者の養成。

IV 支援体制の強化・充実

- 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。
- 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。
- 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。

V 保護者及び家族への支援

- 保護者及び家族に対する支援の充実。

VI 本人への支援

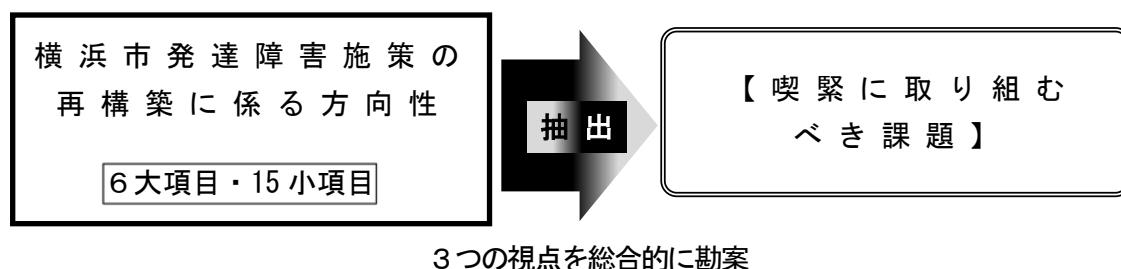
- 本人がその人らしく生きるための支援の充実。
- 当事者の居場所の充実。
- 二次障害（引きこもり等）への対応力向上。
- 成人期の課題に対する、本人支援の充実。

(4) 喫緊に取り組むべき課題

6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると当検討委員会は考えている。また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなる。

しかし、全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度(マンパワー・費用・時間の側面から)】の3つの視点を総合的に勘案し、次の項目については、特に喫緊に取り組むべきであることを付言する。

<「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」と「喫緊に取り組むべき課題」の関係図>



- ※ これら「喫緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて平成31年度に検討を開始するとともに、平成33年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。
- ※ また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。

## 【喫緊に取り組むべき課題】

### Ⅱ 支援機関の連携と役割分担

- 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。
  - … 支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。
    - また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。
- ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
  - … ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることができる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

### Ⅲ 人材育成

- 専門性の高い支援者の養成。
  - … 発達障害児・者に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。
    - また同時に、発達障害のある人を取り巻く周囲全般が、必要な理解と知識を身に付けることも求められている。

### Ⅳ 支援体制の強化・充実

- 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充。
  - … 発達障害児の増加と、それに対応する障害児通所支援事業所などの障害児サービスの増加、保育所・幼稚園等における障害児の受入れ拡大など、障害児を取り巻く環境は大きく変化している。
    - これらを踏まえて、就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。それに際しては、地域療育センター等が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、それぞれのサービスの効率的・効果的な支援体制を再構築していくことが必要である。
- 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上。
  - … 近年、学齢後期における発達障害児の新規診療・相談の件数が増加しており、困難な課題も多いところから、支援体制の強化が急務となっている。
    - このため、学齢後期障害児支援事業が担うべき役割と方向性を明確にした上で、放課後等デイサービスや、他の相談事業などとともに、効率的・効果的な支援体制を再構築していくことが必要である。
      - また、併せて学齢後期支援に必要なサービスを充足するための量的拡大と、質的向上に向けた検討を行い、これらにより支援体制を強化していくべきである。

### Ⅴ 保護者及び家族への支援

- 保護者及び家族に対する支援の充実。
  - … 発達障害児の支援には、当該児童に対する支援にも増して保護者及び家族支援が有効であり、重要である。
    - また、保護者等の中には周囲に子育てなどの悩みを話せる人がおらず、孤立感・孤独感を感じたり、必要なサービスに辿り着けなかったりする場合があることが、課題となっている。このため、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム（ペアレントトレーニング）の充実などを図るべきである。
      - 併せて、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、適切な時期に支援が届くような仕組みづくり等を行うことによる、保護者等支援の充実が必要である。

## 5 期待する今後の取組

これまで横浜市では、ライフステージにおける早い段階で生活のしづらさを発見し、療育に結びつける「早期発見・早期療育」の理念を掲げ、障害関連施策に取り組んできた。その結果、支援を必要とする多くの発達障害のある方を、福祉・医療・教育等の適切な機関に繋げることが可能となった。

しかし、発達障害に伴う生活のしづらさは、これまで早期発見の主なターゲットとしてきた未就学期等に限らず、ライフステージのあらゆる時点において発現する。

そのため、今もなお多くの方が、様々なライフステージで生活のしづらさを抱え、必要な支援機関に繋がることができず、社会の中で苦しんでいる状況がある。

こうした現状を打破するために、「気づきの促進と未来に繋がる支援 (Right time & Bright life)」すなわち、いかなるライフステージにおいても、周囲の人々等が生活のしづらさをタイムリーに認知し、必要な支援にいつでも繋がることできるという視点を持ち、施策展開の再構築を目指すべきである。

そのためには、本人や保護者・家族、福祉・教育・医療等の支援機関、行政、地域社会等の多様な支援主体が、役割分担と連携のもとで、一体となり全員参加型で課題解決に取り組んでいく必要がある。

こうした取組の推進により、多様性を認め合い、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる社会を実現する役割が、横浜市に課せられていると考える。

今回の意見を参考とした上で、横浜市の発達障害施策の方向性が明確化し、具体的な施策に結び付けられることを、当検討委員会は心より願っている。またこれらが、第4期横浜市障害者プラン、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画、第4期横浜市教育振興基本計画等に反映されることを期待している。

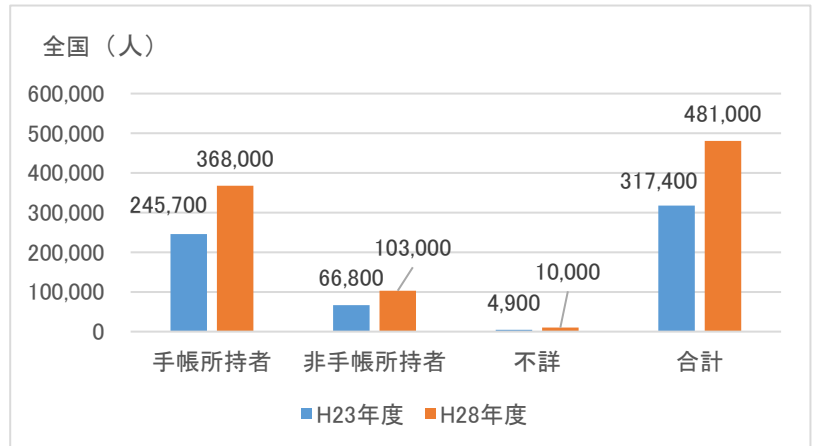
そのために今後、関係機関よりさらに幅広い意見を受け、議論を深めるとともに、具体的な施策の検討を行っていくことが望ましいと考える。

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に関する基礎情報

(※1) 『軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』の大幅な増加について

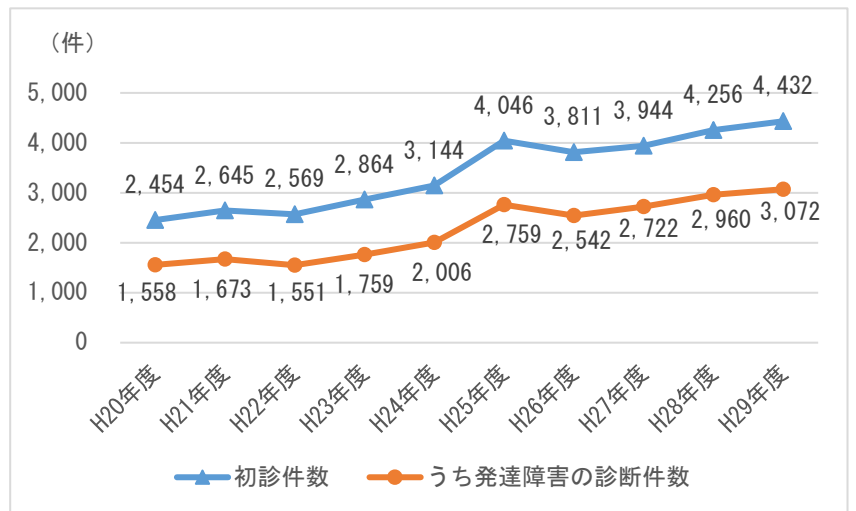
### 1 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

#### 発達障害と診断された者の数



### 2 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

#### 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数



### 3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者（H29年度）

#### (1) 学齢後期発達相談室「くらす」



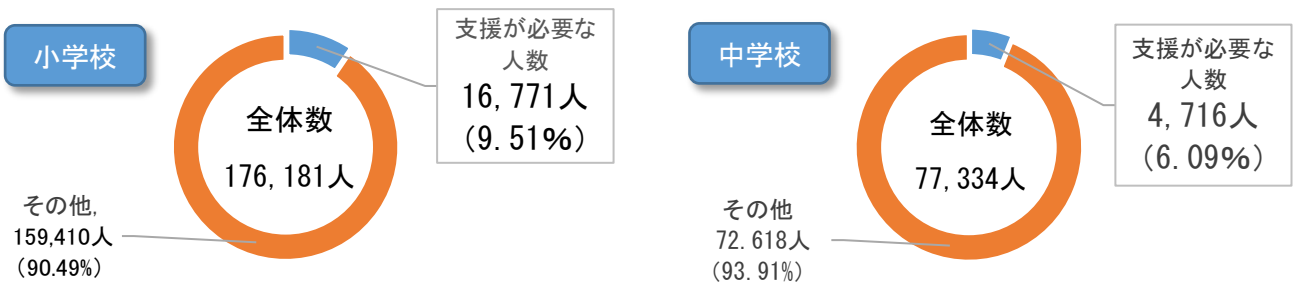
#### (2) 発達障害者支援センター



## 4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

H29年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



(※2) 「従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状」について

### 1 地域療育センター（横浜市総合リハビリテーションセンターを除く）

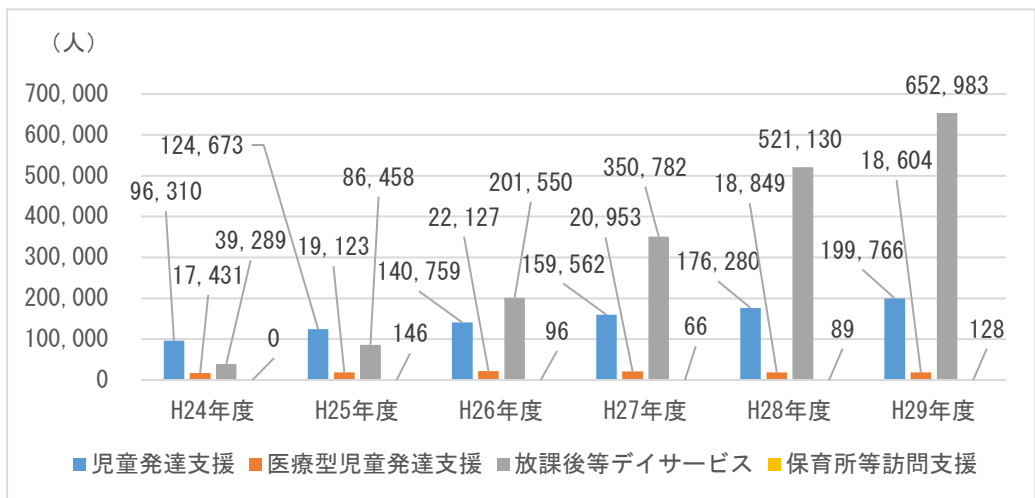
初診までの待機期間

(月)

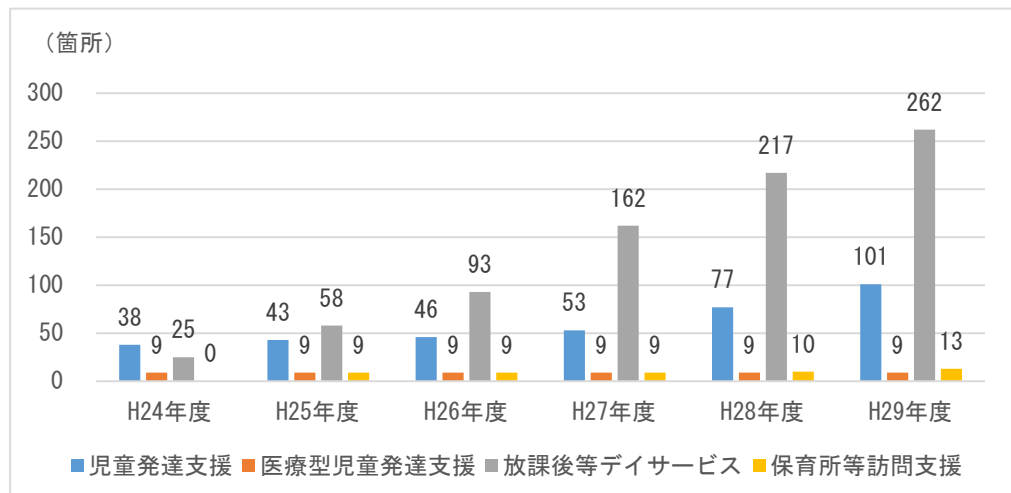
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3.4	3.4	3.2	3.5

### 2 児童福祉法に基づくサービス

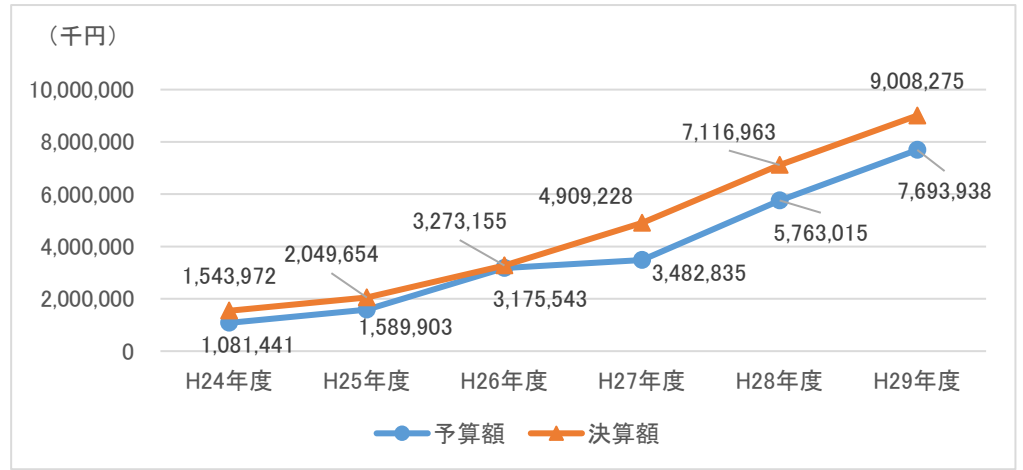
延べ利用人数



事業所数



横浜市における  
予算・決算額  
(障害児通所支援)



平成 30 年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中心部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会



平成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	本吉 究	
		企画課長	平木 浩司	
		障害企画課長	佐渡 美佐子	
		障害福祉課長	佐藤 祐子	
		障害支援課長	上條 浩	
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平	
		こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣
		企画調整課長	福嶋 誠也	
		障害児福祉保健課長	遠藤 文哉	
		青少年相談センター所長	内田 太郎	
		放課後児童育成課長	茨 志麻	
		子育て支援課長	永井 由香	
		保育・教育運営課長	武居 秀顕	
		保育・教育人材課長	甘粕 亜矢	
		幼・保・小連携担当課長	金子 正人	
事務局	教育委員会事務局	特別支援教育課長	須山 次郎	
		特別支援教育相談課長	青木 正章	
事務担当	健康福祉局	企画課企画担当係長	江原 顕	
		障害企画課企画調整係長	中村 剛志	
		障害企画課施策推進担当係長	米澤 宏彰	
		障害企画課精神保健福祉係長	中村 秀夫	
		障害企画課就労支援係長	奈良 茜	
		障害福祉課生活支援係長	石川 裕	
		障害福祉課地域活動支援係長	吉原 祥子	
		障害支援課在宅支援係長	黒米 健一	
		障害支援課事業支援係長	品田 和紀	
		障害者更生相談所相談係長	市原 剛	
		こころの健康相談センター相談援助係長	新海 隆生	
		こども青少年局	企画調整課企画調整係長	三堀 浩平
		障害児福祉保健課担当係長	酒井 拓水	
		障害児福祉保健課担当係長	土屋 友美	
		青少年相談センター相談支援担当係長	児島 献一	
	事務局	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	永井 俊雄
			特別支援教育課担当係長	菊地 弘美
			特別支援教育相談課担当係長	野池 和美

# 横浜市発達障害検討委員会運営要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福障福第 440 号（局長決裁）  
最近改正 平成 29 年 3 月 23 日 健障企第 3172 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置する横浜市発達障害検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。

2 本委員会は、法第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として位置づける。

（検討事項）

第 2 条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児・者の実態把握について
- (2) 支援計画の作成について
- (3) 今後の支援体制について
- (4) 発達障害の理解促進の実施について
- (5) その他必要となる事項について

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が任命する。

- (1) 発達障害者やその家族
- (2) 学識経験者その他関係者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者

（委員の任期）

第 3 条の 2 委員の任期は、2 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(懇談会)

第7条 委員会は、特に必要があると認められる時には、会議に、発達障害に関する専門事項について助言を求めため、懇談会を設置することができる。

2 懇談会の委員は、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の中から就任を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、局長が行なう。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

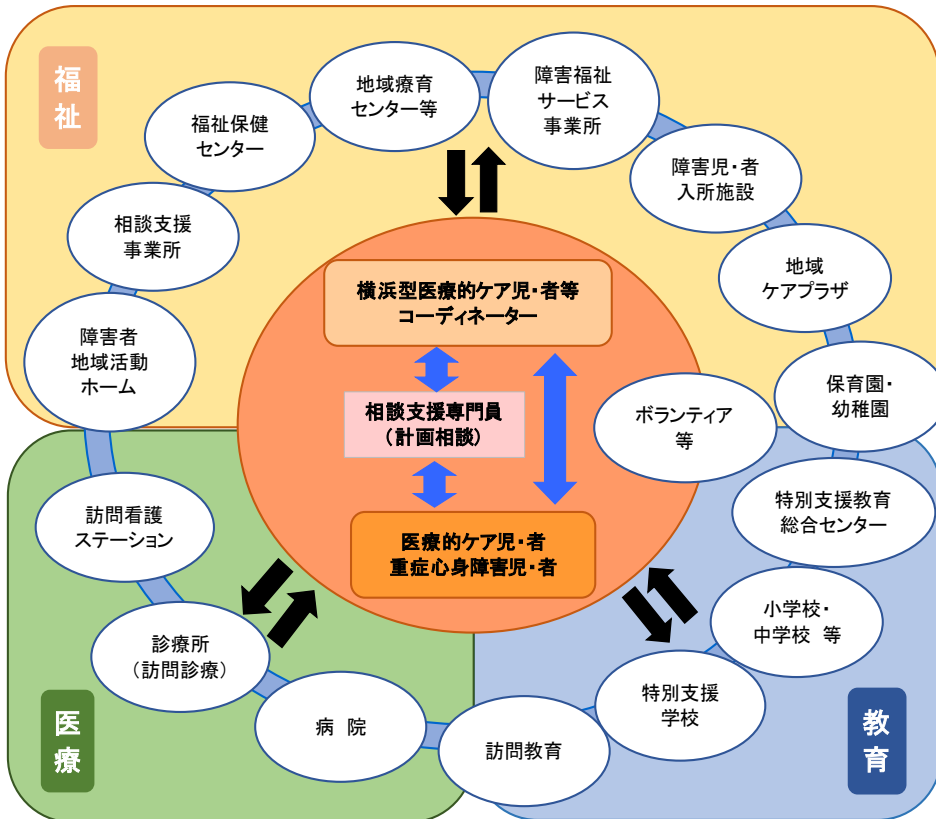
(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

# 横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーターを配置します！

## 1 横浜型コーディネーターって、何？

- 医療的ケア児・者等(医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等)について、医療・福祉・教育等の機関を総合的に調整します。
- 平成31年4月から2名の看護師を磯子区・港北区医師会立訪問看護ステーションに配置し、支援を開始します。



各機関で  
困ったことがあれば、  
お気軽に  
ご相談ください！



横浜市と横浜市医師会  
の連携事業です

## 2 横浜型コーディネーター拠点の連絡先

### 【磯子区横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点】

支援する区: 磯子区・港南区・金沢区・栄区

電話番号: 045-330-9966 / FAX番号: 045-753-6633

### 【港北区横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点】

支援する区: 港北区・鶴見区・神奈川区

電話番号: 045-633-1864 / FAX番号: 045-633-1865

☺受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (※土日・祝日、年末年始を除く)



### 【発行元】

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 TEL045-671-4278  
 横浜市健康福祉局障害企画課 TEL045-671-3604  
 横浜市医療局がん・疾病対策課 TEL045-671-2444  
 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課 TEL045-671-3958

※平成31年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする事業です。

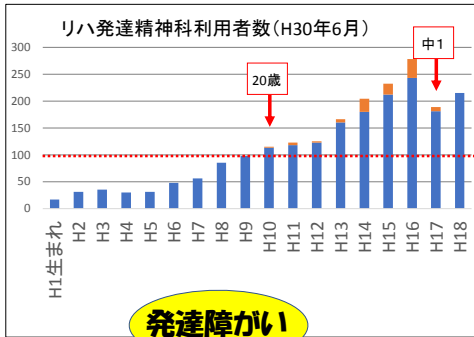
H31年3月5日  
第32期第1回児童福祉審議会障害児部会

**小児から成人への  
「移行期」を横浜で実現する！**

横浜市総合リハビリテーションセンター  
発達支援部担当部長 岩佐光章(発達精神科)

**話題提起の趣旨**

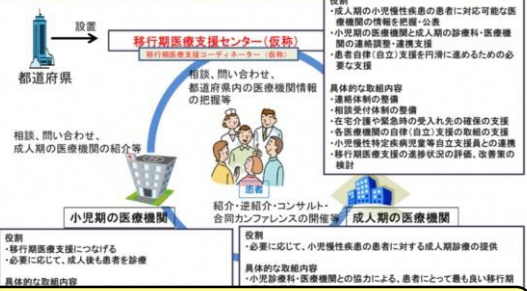
- サービスの谷間になりがちで、障害種別をこえた大きな問題。
- 市行政と当事者、各法人、民間が足並みをそろえつつ進めていく必要がある（実態の把握、目指す方向性など）
- 知的障害、発達障害にかんして、いよいよ待ったなしの状況



**発達障がい**

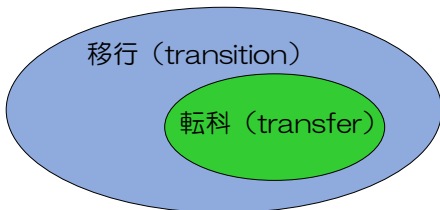
**成人期を迎えるフォローアップケースの増加**

**都道府県における移行期医療支援体制のイメージ(案)**



**小児慢性特定疾患移行期医療支援センターを各都道府県に設置要請(2018年)**

**「移行」と「転科」  
そこに理念はあるか？**



肝：主役が本人！